



登場
ページ

今週の専門用語

04

ページ

適用除外事業者

適用除外事業者（措法42条の4⑧八）とは、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が15億円を超える法人をいう。適用除外事業者に該当すれば、中小向け租税特別措置の適用ができない。各事業年度の所得金額は確定申告書に記載された金額となるが、確定申告により一旦確定した場合でも修正申告等により変更された場合には変更後の各事業年度の所得金額で年平均額を計算する。

10

ページ

アウト・イン

外国企業による日本企業の買収。産業競争力強化法に基づく「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例」を使うには、特別事業再編計画について主務大臣の認定を受け「認定特別事業再編事業者」となる必要があるが、同事業者には日本法人しかなければならないため、外国企業は同特例を利用できない。しかし、株式交付が会社法上の制度となるため、来年度税制改正次第では、アウト・インでも株式の譲渡人は譲渡損益の繰延べを受けられることになる。

40

ページ

農地等についての相続税の納税猶予

農業相続人が、一定の特例農地等を相続等により取得した場合、相続税の申告期限までに、その農地等につき農業経営を開始し、引き続き営むときは、申告要件を満たすことで、農地等の農業投資価格を超える価額に対する相続税については、納税猶予を受けることができる。農業相続人の死亡の日など一定の日まで営農していた場合には納税猶予分の相続税は免除されるが、免除される日が到来するまでの間に、農業の廃止、特例農地の譲渡等があった場合には、猶予税額と利子税を納付しなければならない。

From
編集室

◆ラグビーファン待望のラグビーワールドカップが日本で開幕する。4年前の南アフリカ戦での感動の再現を夢見るものの、決勝トーナメント（ベスト8）への進出は容易でないだろう。◆ラグビーは体をぶつけ合うスポーツだからこそ、チームの士気が重要だ。一人の勇気がメンバー全員に伝染する。それを象徴するシーンがスクラムだ。◆スクラムが上手く組めれば自分たちが準備してきたことが正しかったことが実感でき、チーム全体が勇気によって鼓舞される。◆雑誌作りもこれに似ている。編集室の誰かが書いた“攻める”記事に他のメンバーも勇気づけられる。自分も勇気を与え続ける存在でいたいものだ。（SP）

週刊T&Amaster 第804号

2019年9月23日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい